

利用者のみなさまへ

下請債権保全支援事業のご案内

下請債権保全支援事業とは

中小・中堅下請建設企業等の経営・雇用安定、連鎖倒産の防止を図るため、ファクタリング会社が、当該下請建設企業等の有する工事請負代金等の債権の支払を保証する仕組みです。

下請建設企業等が保証を利用しやすくするよう、保証料負担に対し助成するとともに、ファクタリング会社のリスクを軽減する損失補償を実施し、下請建設企業等を支援します。

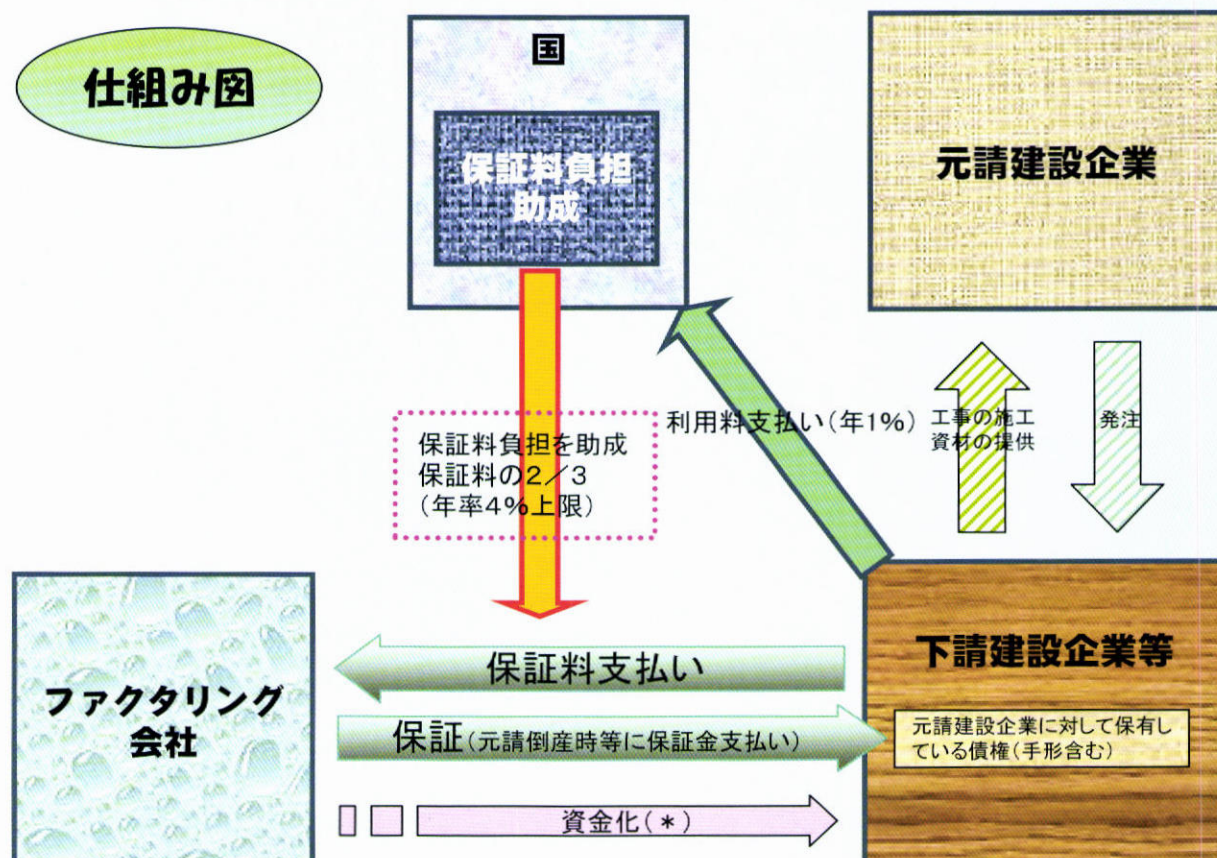
概要

下請建設企業又は資材業者が元請建設企業に対して有する請負工事又は資材代金の債権(手形を含む。)の支払いを、事業者(ファクタリング会社)が保証し、下請債権等を保全。

○下請建設企業等が負担する保証料に対し助成(保証料の2/3(年率4%上限))

※ 事業を利用する下請建設企業等は、受益者負担として年率1%の利用料を支払う。

仕組み図



利用に当たって

- ・取り扱いは下記ファクタリング会社を実施いたします。
- ・対象となる債権(手形)には一定の要件があります。詳しくは建設業振興基金が各ファクタリング会社までお問い合わせ下さい。

(当基金内下請債権保全事業HP http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/josei_hozen.html)

- ・その他詳細な条件については、各ファクタリング会社にお問い合わせ下さい。
- ・本事業は平成23年3月31日までとなります。
- (*) 一部のファクタリング会社については、手形の資金化にも対応しています。
詳細は、各ファクタリング会社にお問い合わせ下さい。

ファクタリング会社

(平成22年4月30日現在)

- | | |
|------------------------|----------------|
| ・SMBCファイナンスサービス株式会社(*) | (03-5444-1522) |
| ・オリックス株式会社 | (06-4799-5290) |
| ・北保証サービス株式会社(*) | (011-241-8654) |
| ・株式会社建設経営サービス(*) | (03-3545-8562) |
| ・株式会社建設総合サービス(*) | (06-6543-2843) |
| ・昭和リース株式会社(*) | (03-6219-1310) |
| ・東京センチュリーリース株式会社(*) | (03-5209-6740) |
| ・みずほファクター株式会社 | (03-3286-2260) |
| ・三菱UFJファクター株式会社 | (03-3251-8392) |
| ・りそな決済サービス株式会社 | (03-5640-8695) |

(順不同)

(*) 手形の資金化に対応しているファクタリング会社。

但し、状況が変わることもございますので各ファクタリング会社に直接ご確認下さい。

お問合せ先

財団法人建設業振興基金 業務第一部

住所 東京都港区虎ノ門4丁目2番12号

電話番号 03-5473-4575

HP <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/>